

「夢がある 家・まち・くらし 調査から」
10月1日
 平成15年 **住宅・土地統計調査**

総務省統計局 神奈川県 箱根町

住宅土地・統計調査のお知らせ

10月1日、全国で住宅・土地統計調査が行われます。この調査は住宅・土地に関する最も基本的な調査で、国や都道府県・市区町村が住宅建設計画、都市計画、環境整備計画などを立案していく上での基礎資料となります。対象となった世帯には、知事が任命した調査員が調査票を持ってお宅にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査内容は統計を作成するためだけに使用するもので、その他の目的には一切使用しません。

照会先 庶務課 ☎ 5 - 9561

- お問い合せ・お申込みは
小田原商工会議所箱根支部
☎ 5・6245
- 12月1日(月) 大ホール
運輸・金融保険業 14時～16時
小田原商工会議所
- 10月27日(月) 大ホール
製造業 14時～16時
小田原商工会議所
- 10月6日(月) 大ホール
卸・小売業 14時～16時
小田原商工会議所
- 9月29日(月) 大ホール
建設・不動産業 18時～20時
小田原商工会議所
- 11月25日(火) 箱根町役場分庁舎
11月4日(火) さくら館
- 10月14日(火) 箱根小涌園会議室
飲食・サービス 14時～16時

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

9月～10月に、全国の約49万人を対象として「法人土地基本調査及び法人建物調査」が実施されます。

この調査は、国土交通省が全国の法人の土地や建物の所有状況、利用状況を調査するもので、その結果は統計資料として公表され、土地に関する諸施策の企画・立案に際して基礎資料として用いられるほか、学術・研究機関、企業等でも幅広く活用されます。

調査対象法人の方には、9月中・下旬に調査票が郵送されますので、所定の事項に回答のうえ、10月31日(金)までに返送ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

平成16年4月からの消費税の制度改正に伴い、新たに課税対象となる事業所や事業者をはじめ、既に課税申告されている事業者の皆様も内税方式になりますので、商工会議所が業種別に講習会を開催します。

消費税改正講習会

開催日・業種
 10月14日(火) 箱根小涌園会議室
 飲食・サービス 14時～16時
 11月4日(火) さくら館
 11月25日(火) 箱根町役場分庁舎
 建設・不動産業 18時～20時
 9月29日(月) 小田原商工会議所
 大ホール
 10月6日(月) 小田原商工会議所
 大ホール
 10月27日(月) 小田原商工会議所
 大ホール
 12月1日(月) 小田原商工会議所
 大ホール

住民基本台帳ネットワークシステム二次稼働がスタートしました！

住民基本台帳カードの交付

8月25日から希望される方に住民基本台帳カードの交付を開始しました。この住民基本台帳カードをお持ちの方は、住民票の広域交付が可能となり、転入転出の特例が受けられます。

また、カードは顔写真入りのものと顔写真が入っていないものと2種類あり、写真入りは、身分証明書としての利用ができます。

カードの交付申請
 町民課や出張所で交付申請を受付します。カードの交付には、申請受付から2週間程度かかります。(即日交付はできません。)

【申請資格】本人、法定代理人(親権者等)および病気等やむを得ない場合に限り任意代理人(委任状が必要)
 町に住民登録している方に限ります。

【申請に必要なもの】
 ①運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの身分証明書(身分証明書がない場合は、照会書で確認します。)
 ②写真入りを希望される場合は、6か月以内に撮影した無帽・正面・無背景の写真1枚(縦45mm×横35mm)

カードの受領
 住民基本台帳カードの交付準備が整い次第、自宅へ住民基本台帳カード交付通知書(申し込み時に本人確認ができなかった方等については、住民基本台帳カード交付通知書兼照会書)を郵送しますので、30日以内にその通知書に必要な事項をご記入のうえ町民課までお越しください。

出張所では交付できませんのでご注意ください。
 【受領資格】本人、法定代理人(親権者等)および病気等やむを得ない場合に限り任意代理人(委任状が必要)
 【受領に必要なもの】
 ①カード交付通知書または交付通知書兼照会書
 ②運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの身分証明書
 ③手数料 1,000円

なお、住民基本台帳カード交付時に暗証番号(4桁)を設定していただきます。カードの有効期間
 ①カードの有効期間は10年間です。
 ②カードは他市区町村へ転出される方は返納してください。

住民票の広域交付

8月25日から全国どこの市区町村でも、住民票の写し(本籍・筆頭者名を省略したもの)の交付が受けられます。

町では、町民課や出張所で交付します。
 【申請資格】本人、同一世帯の方
 【申請に必要なもの】
 住民基本台帳カード、運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの身分証明書

【手数料】 1通300円
 手数料については、市区町村によって異なりますのでご注意ください。

転入転出の特例

通常転出する場合は、現住所地で転出証明書の発行を受け、転出先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入転出の特例が受けられます。

【転入転出の特例】
 ①郵送等により付記転出届を前住所地へ提出(付記転出届とは、通常の転出届に住民票コードが付記されたものです。詳細は下記へお問い合わせください。)

②転入先へ「住民基本台帳カード」を持参して転入届を提出(転入届提出後、住民基本台帳カードは返納。)

注意事項
 ・転出先で付記転出届が受理されていない場合は、転入届を受理できませんので、付記転出届は引越の4、5日前に郵送してください。

照会先 町民課 ☎ 5 - 9564

箱根町職員採用試験のお知らせ

申し込みは9月1日(月)から10日(水)まで

平成16年度に採用する職員の募集を次のとおり行います。

- 職種・人数
 一般行政事務職 若干名
 保育士・幼稚園教諭 若干名
- 申込期間
 9月1日(月)～10日(水) 8時30分～17時
 土・日曜日は除きます。
- 申込手続
 「申込書」に所定の事項を記入し、総務部庶務課へ本人が持参してください。
 職種ごとの受験資格など詳細については、「箱根町職員採用試験の案内」がありますので、請求してください。
- 第一次試験日 10月19日(日)
 照会先 庶務課 ☎ 5 - 9561

町有宅地の一般分譲受付中

町有「湯本後山分譲宅地」を一般分譲しています。

所在地 箱根町湯本字後山276番11外(町庁舎と旧道沿いの湯本郵便局との間の丘陵部分)

分譲区画 7区画(134.93㎡～217.58㎡：平均179.73㎡)
 建ぺい率60%・容積率200%

分譲価格 19,781,000円～24,866,000円

申込み方法など 先着順で、申込み書類を受付け、審査し次第、譲り受け候補者として登録します。

その他 申込資格・特約事項など詳細については、分譲要綱や分譲のしおりをご確認ください。

●分譲要綱・申込書類は財務課や出張所で配布しています。また、町ホームページでもご覧いただけます。

申込・照会先 財務課(☎ 5 - 9563)

郷土資料館秋季企画展 国重要文化財指定記念

福住旅館 金泉楼・萬翠楼

—明治の息吹を今に伝える 建築と書画—

湯本・福住旅館の旧館「金泉楼」「萬翠楼」が、営業中の旅館では全国で初めて国重要文化財に指定されたことを記念し、福住旅館の建物の魅力と歴史を紹介する企画展を、福住旅館との共催で開催します。

お誘い合わせのうえ、ご来館ください。

期間 9月27日(土)～11月30日(日)
 10月27日(月)～29日(水)は、展示替のため休館します

期間中入館料(常設展示共)
 大人 300円
 小中学生 150円
 町民の方は無料です

主な展示資料
 浮世絵や銅版画、古写真、図面などの建築関係資料や、木戸孝允、大久保利通、福沢諭吉など福住旅館ゆかりの人々の書画

歴史教室(財箱根町文化・スポンサー)

内容	日時	定員	参加料	申込方法	照会先
展示解説と福住旅館見学	10月30日(水) 12時30分～15時	25名(定員を超えた場合は抽選)	無料	往復八ガキに住所氏名・連絡先を明記のうえ、10月10日(金)までに郷土資料館に郵送してください	郷土資料館 ☎ 250・0311 箱根町湯本266 ☎ 5・7601
展示解説と福住旅館見学	10月7日(火) 10時～12時	50名(申込順)	無料	町内在住・在勤の方および財団賛助会員	郷土資料館 ☎ 5・7601